



Title	「日本人の法意識」論再考
Author(s)	藪, 重夫; YABU, Shigeo
Citation	北大法学論集, 38(5-6上), 263-277
Issue Date	1988-07-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16600
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(5-6)1_p263-277.pdf



「日本人の法意識」論再考

藪 重夫

一 日本における法意識の研究分野を開拓し、わが国の戦後の法社会学会を代表する存在として、広く各分野の実定法学者にも大きな影響を与えたのは川島武宜先生である。

その基本的な問題関心は日本の民主化 \parallel 近代化の実現ということにあつた。憲法をはじめ戦後に改革されたもろもろの実定法規の実効性を確保することが、政治、経済、社会の民主化を推進するための重要な条件と考えられた。近代の実定法は個人の独立、主体性の意識とその相互的尊重を根本的な要素とするものであり、それは人びとの関係が権利・義務関係として意識される社会関係に対応する。わが国では明治以降、近代西欧法

の継受による法制度的レベルでの近代化が推進されてきた。それにもかかわらず、市民相互間を権利・義務関係として意識する近代的法意識の成長がそれと並行して進まなかつた。どうして、そうだったのか。日本の伝統的な身分階層的な秩序と義理・人情という前近代的な規範意識がその成長を阻止してきたからである。このようにして、近代法的秩序原理の社会への浸透が課題として提示された。

この「文字の次元における法」の近代性と「社会行動の次元における法」の前近代性とのずれという問題意識は、わが国の経済が高度成長をとげつつあつたさなかにおいても一貫して強

調された。川島（以下においては、他の方々をも含めて、敬称を付することを略させていただく）は「日本人の法意識」（一九六七年）⁽¹⁾の「はしがき」において、「私が、『前近代的』な法意識に焦点をおいたのは、それがわが国の社会において残るくまなく普遍的に存在しているとか、それが変わることもなく停滞的に存在しているなどという、ばかげたことを考えまた前提にしているわけではない」、それは、「日々によりまた変化しつつある」が、今日もお、「われわれの社会生活の中に根づく『残存』しているのであつて、現在の時点では、今現われつつある近代的法意識を指摘するのと同じくらいに、或いはそれ以上に、前近代的法意識を指摘することが、われわれの家族生活・村落生活・取引生活・公民としての生活を前進させるために緊要である」と述べた。そして、このような視点から川島は、わが国における所有権や契約の実態を直観的にとらえることにより、日本人の法觀念の特殊性やそこに残存する前近代的意識を鋭く指摘した。

しかし、その「むすび」においては、「日本の近代化の過程の中で……それに対応する近代的な法意識が形成され成長しつつある」と述べ、その変化を示すものとして、司法統計年報等からみると、全離婚数の中で協議離婚の数が減少し、その反面、

家庭裁判所で処理された離婚の数が増加している事実、医師に対しその民事責任を追究する訴訟が増加している事実、調停事件の数は減少を続けているという事実、新聞に掲載される民事・労働・行政の裁判事件に関する報道の頻度とその見出しの大きさが増大しつつある事実をあげ、「人々は、よりつよく権利を意識しこれを主張するようになるであろう。……個人と個人との関係のみならず、個人と政府との関係をも、法的な——法という基準にしたがつて判断される明確且つ固定的な——関係として意識する……近代的な法意識は、まだ『行動の次元における法』を全面的に決定するに至っていない」が、「歴史の進行がその方向に向つていくということについては、まず疑いの余地がなく、好むと好まざるとにかかわらず、それはもはや時間の問題であるように思われる」と予測した。

その後、約二〇年が経過した。その間、わが国の経済、社会は著しい変化をとげてきたが、それとともに、現代日本人の意識も大きく変つてきている。巨視的にいえば、その後の状況は確かに川島が予測したとおりに動いてきているとみられるのである。

(1) この著作は、昭和四〇年一〇月に行われた岩波市民講

座の講演の内容を岩波新書のなかの一冊として書き改めたものであり、川島自身「本書は学術論文ではなく、専門家でない一般読者のためのエッセイである」とことわっている。しかし、本書の内容はその後、「The Legal Consciousness of Contract in Japan」, Law In Japan: Annual Vol 7 (1974)として英訳され、中根千枝「ジャパニーズ・ソサイアティ」(“Japanese Society” Pelican Book 1973)とともに「アメリカの弁護士の間では「日本人には契約観念がない」という説の有力な根拠とされ、学術論文以上の大きな影響を与えているといわれる(道田信一郎「契約社会——アメリカと日本の違いを見る」二頁、なお、石田佳治「日本と欧米の契約についての考え方」国際商事法務 Vol7、四四八頁参照)。

(2) ただし、本書の内容については、日本人が約束を守らないとして川島があげている例のなかには(例えば本書九二頁)、そもそも一方の当事者には約束しているという意識がないのではないかと思われるものがあるという批判があり、星野英一は日本人の契約観が前近代的で後れたものだという見方に対する疑問を述べている(座談会、NBL二〇〇号六頁、二〇一号二八頁)。

二 だが、川島の理論や問題の立て方に対しては、今日、根本的な批判が提起されている。

例えば、六本佳平は、川島の所説で「日本人の法観念のあらわれとしてあげられているのもろもろの『日本的』法現象が、西洋近代法の理念的な範型からはずれたものであるとしても、具体的な欧米諸国の法システムの作動の現実態に即して見た場合、それらが、果たして、またはどの程度日本に特有のものであり、かつ日本に特有の法観念によって説明されうるものであるか⁽³⁾という問題があり、「川島テーゼにおいては、日本人の法観念の特徴は、権利観念の欠如、法規範の規範性および拘束力の不確実性、所有権の非絶対性・非観念性、契約における拘束力の不確実性、権利・義務内容の不定量性・非固定性というように、全て、否定的なことばで記述されている」が、「これは、この法観念像が、……基本的に、国家の実定法体系(またはそこにとり入れられた西洋近代型法の理念)を範型として指定し、日本社会の現実をそれに近づけるべきであるという視角から描かれたものであることと関連している」⁽⁴⁾と指摘する。また、田中成明も、「川島のように、近代西欧の法システム・権利観念・裁判手続などの理想像を唯一のものさしとする一元的なモデルを用いて、日本人の伝統的あるいは現実の意識や行動を前近代

的・封建的な「遅れ」、「歪み」としてもつばら否定的に分析・評価する二分法的対比図式には、もともと、理想と現実という次元を異にするものの比較、西欧中心の単線的な発展段階論的進歩史観などの問題があった⁽⁵⁾という。

日本の社会が模範とすべきものとして西欧近代社会を設定し、そこにおける「自立した個人が形成する自由な市民社会」という像をあるべき社会の姿として、もつばらそれとの距離を問題にした日本社会論が、その後さまざまの批判にさらされ、もはや社会科学研究の共通の視点という地位を失うに至っていることは、多くの人がびとが認めるところであろう。今日、第三世界の国々にが、西欧とはかなり異なった様相をとりながら、それぞれの発展の過程をたどっていることだけをみても、西欧社会を唯一の範型として近代化を達成すべきであるという考え方が経済の高度成長や石油ショックを経て、GNPをはじめとするいくつかの指標で西欧諸国を凌駕するようになり、その間にみられた急激な工業化、都市化の展開過程のなかで人びとの意識や行動様式も大きく変わり、今や、誰はばかることなき豊かさへの追及、自己利益の主張、私生活主義⁽⁶⁾への傾斜といった現象が広く認められるようになった状況のもとで、西欧と日

本という対比の図式による民主化¹¹近代化論が、実感としても何時しか色あせたものとなってきたことは否定できない。

六本と田中の指摘は、このような近代化論的アプローチの限界を改めて確認したものであるとして受け止めておきたい。

だが、川島の理論に対する批判は以上にとどまらない。

六本は、「川島は、工業化・都市化の進展とともに、必然的に権利意識は強まり、訴訟利用は多くなり、社会関係は法的なもの意識されるようになるという予測をしている」が、「社会秩序が実定法に依存せざるをえなくなるという客観的な過程は、法意識という主観的な要素の変化を、望ましいものとして要求するとは言えても、それを現実に生み出すとまでは言えない⁽⁷⁾」として、次のようにいう。近年、患者対医師、生徒対学校など、上下的なイン・グループの関係から生じた訴訟とか、公害・業禍をめぐる訴訟、あるいは国や自治体の責任を問う訴訟が登場し、かつ増加しており、このような動向をみると、「たしかに、平等と人権の観念を中核とした、権利主張の強化が一般的に見られるように思われるけれども、「これらの訴訟提起の背景となった被害の発生状況や、訴訟提起に至るしばしば曲折にみちた過程をみると、各人に固有の支配領域の相互的尊重という意識とか、公正なルールを作り、それを尊重することによって社

会関係を規律し、争いを解決してゆくという態度が、日常生活のレベルで十分に浸透している……と言いうるかは、疑問に思われる⁽⁸⁾。このようにして、社会構造の大きな変化に伴って日本人の法意識も変容するであろうとした川島の見方は、楽観的な予測にすぎなかつた、⁽⁹⁾というのである。

田中もまた、全般的に権利主張が積極的になってきているなかで、利己的な権利主張に対する批判が高まってきていることを深刻な問題として受けとめるべきであるとし、⁽¹⁰⁾「利害の対立や紛争の存在をお互いに認めあつて、一般的規準と公正な手続にのつとつた理性的議論によつて権利主張の当否を争うという市民的法文化が、一般の人びとの間に広く浸透しているとは思われない⁽¹¹⁾」という。

これらの批判は、「権利意識」ということばについてのある一定の意味づけを基礎としている。すなわち、それはしばしば、具体的な状況において、自己の実定法上の権利を自覚し、抵抗を排してもそれを主張し実現しようとする意欲を示すものとして、さらには、利己的利益を遠慮なく主張する態度を指すものとして用いられるが、本来はそのようなものでなく、「客観的な規範によつて正当とみなされた利益が、事実上の力関係いかに拘らず実現を保障されているという観念」を意味し、「人と人

との関係がそのような保障によつて規律されるべきであるという考え方を前提とする」ものであり、「そのような保障の支点として作用する規範自体の尊重」、したがつて「同時に他者の権利の尊重を含意するものであるはず」だという理解である⁽¹²⁾。

しかし、このような意味づけの上に立つて、人びとの権利主張や頻繁な訴訟提起の現状に対し否定的な評価を下すのは、さらに「新たな範型」を措定して現実を批判するということにならないであらうか。

(3) 六本佳平「法社会学」(一九八六年)二二一頁。

(4) 六本、同前二二〇頁。

(5) 田中成明「日本の法文化の現況と課題——権利主張と裁判利用をめぐるつて」(「思想」一九八六年六月号)六頁。

(6) 私生活主義は、人によつて、マイホーム主義、個人化、あるいはその見る角度によつて、欲望の個人主義、柔らかな個人主義なども表現されているが、その内容の一端については後注(28)を参照。

(7) 六本、前掲二一五頁。

(8) 六本、同前二一六頁。

(9) 六本、同前二一八頁。

(10) 田中、前掲一六一―一七頁。総理府の一九八三年九月の調査によると、「近ごろ、人権尊重がさげられる一方では、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見をどう思うかという質問に対し、それを肯定するもの（七六パーセント）が肯定的な者（一七パーセント）を大きく上回り、前回（一九七八年二月）の調査よりも肯定的な回答が増えてきていることが指摘されている。

(11) 田中、同前一八頁。

(12) 六本、前掲二一四頁。なお、六本、「日本人の法意識」研究概観——法観念を中心として」（『法社会学』第三五号一四頁以下）参照。

三 人びとが権利を遠慮なく主張するようになってきている現状について、何故それが、六本のいうように「各人に固有の支配領域」の相互的尊重という意識が浸透しているかどうかという面から問題とされなくてはならないのかは、よく理解できないところである。現に争っている当事者にそのような意識があるかないかを問うこと自体、無意味ではないかと思われるからである。そのような意識が当初から双方にあれば、そもそも

紛争などは生じないはずではないか。「各人に固有の支配領域」がなんであるかについて争いがあり、主張の対立があるからこそ、裁判による解決が必要とされるのではないか。そして、いったん訴訟が提起されれば、その場においては、否応なく当然に、田中のいう「一般的規準と公正な手続にのつとつた理性的議論」が展開され、それによつて権利主張の当否が争われることにならざるのではなからうか。

川島は、一九五一年、「私法」に掲載した論文において、権利は、「独立して対抗しあう主体者間の……緊張関係を前提し、その基礎の上にある」こと、それは、「独立且つ平等な主体者間の社会的な対抗関係」であり、「相互的対抗によつて保たれる均衡関係」の上に成立するものであることを述べた。¹⁰⁾

私も同様に、権利成立の原点をなすものは、対抗的な自己利益の主張であると考える。もちろん、社会的な対抗関係において主張される自己利益は、それがそのまま直ちに権利となりうるものではない。相互に争い合う自己利益は、実力の行使を抑制して紛争を解決する社会的メカニズムのなかで、社会的な承認を獲得しなくてはならない。

当事者の帰属する地域社会その他の集団の社会統制機能（社会的監視、サンクション、有力者による調整など）が働く伝統

的な秩序のもとでは、その社会の構成員がある程度自明のものとして共有する規範によつて紛争が解決され、承認が与えられるということになるのであろう。だが、社会規範は、長い期間にわたつて、価値意識を同じくする社会集団の成員のなかで形成され、承認・受容されて、徐々に変化を undergone しているものである。したがつてそれは、もともと、紛争解決のルールや手続としては体系性を欠いた不明確なものであり、規範といつても、それは個々のルールの雑然たる集積にすぎず、それを維持するサンクションも散漫な社会的圧力にすぎない⁽¹⁴⁾。今日のように、社会構造が急激に変化し、それに伴つて人びとの利害関係が対立錯綜し、価値観も多様化するような状況が生ずれば、もはや社会統制手段として十分な有効性を保つことができないものである。

このようにして、近代の社会では、それに代わつて、紛争解決を自覚的に意図した国家の実定法規範が機能を果たすことになる。相互に対抗しあう自己利益は、終局的には、国家という大社会の判断基準によつて評価・承認され、保障されなくてはならない。

このような紛争解決の社会的メカニズムが存在するからこそ、人びとは自己の利益を実定法のレベルで正当化するために、

何々の権利があると主張したり、何々の義務はないと抗弁することになるのである。最近の、権利の氾濫や頻繁な訴訟提起という現象はこのことを示しているとみられるが、この場合、実定法上の権利を主張する者が果たして利己的であるかどうかは、極言すれば、どうでもいい問題であらう。ラートブルフも明言しているように、近代の法秩序が前提として人間類型は、共同体から解放された、自己の利益を行為の基準とするようになった個人、「きわめて利己的であるばかりでなく、その私利をはかるについてもきわめて狡猾な個人」⁽¹⁵⁾であると考えられるからである。自己利益の主張は、多かれ少なかれ打算に基づいて個人的な利益を追及しようとする主張なのであり、したがつて、それを正当化するための権利の主張も、また同様である。それが真の権利主張であるか、それとも権利に名をかりた、あるいは権利の名に酔つた主張にすぎないかは、いずれは裁判の結果として、客観的に判明することである⁽¹⁶⁾。しかし、訴訟を提起してまで主張を貫こうとする当事者本人の立場からすれば、たとえ周囲の人びとからそれがどのようにならようと、まさに権利の主張にほかならないのである。

(13) 川島、「権利の体系」(川島著作集第一巻二二二頁以下

に所収)。

(14) 碧海純一「法哲学概論」七六頁以下参照。

(15) ラートブルフ「法における人間」(ラートブルフ著作集

5三頁以下所収) 六一七頁。ラートブルフは、さらに、この個人は、「ひたすらにその打算された個人利益を追求し、その追求にあたってはいつさいの社会的束縛に拘束されることなく、また、法律的な束縛にしたがうにしても、その打算された個人利益そのもののためにそれに拘束されるにすぎない。……事実、すべての立法者は、人間というものは、もしもそれに対して法律的制限が課されていなかったならば、見境もなく自己の利益を追求するであろうほどに利己的であり、また、そのような制限になにかのすき間でもあれば、すぐさまこれを看知するくらいに狡猾なものととして、その法律を作るべきである、と述べている。

(16) いうまでもないことであるが、裁判(判決)によって示される法的な価値判断)に対しては、当事者をはじめ、その他の人びとから、さまざまな批判がありうるし、またありえてよい。その当否については、審級制のもとでさらにそれを争う途も開かれている。しかし、それが最

終的に確定するものとなった以上は、いかに不服があるうとも、客観的な基準による評価として、当事者はこれを受容すべきであり、また受容せざるをえないのであって、このような社会的メカニズムに関する正統性の信念は、今日ほぼ確立しているところとみてよいであろう。

四 六本は、実定法システムへの依存度が急激に高まっている現在の状況を、「社会秩序の法化の傾向」とよび、これに関連して、紛争処理過程にアノミクな社会的真空状態が現われていると指摘している⁽¹⁷⁾。だが、それは古い秩序が変化する過程に現われる過渡的な現象とみられるのであって、ことさらに強調されるべきことではあるまい⁽¹⁸⁾。実定法システムと接触するさまざまな経験や裁判報道などから得られる情報は、人びとに絶えず新たな適応を促すことになると思われるからである⁽¹⁹⁾。

社会秩序の法化の傾向とは、人びとの間に紛争が生じた場合に、国家の実定法システムに依存しなければその解決が困難となってきた傾向を指していわれていることである。紛争がどのように処理され、解決されるようになっていくかという面についていえば、現在のわが国では、訴訟だけではなく、いやそれよりも、行政機関が第三者の立場で調整をはかる紛争処理

機関や医師会、宅建業協会などの団体の紛争処理委員会、さらに企業の消費者苦情処理機構、保険会社による自動車事故の処理などが、はるかに大きな役割を果たすものとなっている。これらの裁判によらない紛争の処理においても、基本的には実定法の価値基準に依拠した解決がはかられているとみられるのであって、その意味で、国家の実定法システムは、訴訟を頂点とする紛争処理の複合的な制度化のなかで、今日の社会に広く浸透している。しかし、ひるがえって考えると、社会秩序の法治とは、重ねていうように、紛争が生じた場合の処理、解決のされ方についていわれていることであって、このことは、今日の社会がすぐれて紛争関係的であることを意味するものではない。現実の社会関係が緊張的な対抗関係に満ち満ちていると、到底思われぬ。権利の氾濫、頻繁な訴訟提起という現象がみられるようになったからといって、それを直ちに一般化して、現在の社会関係の特徴づけるものとすることはできない。多くの人がとは日常の生活において他人と争うことを望んではいないし、むしろそれとは逆に、なごやかで情緒的な人間関係を希求していると思われる。⁽²⁰⁾ なごやかで情緒的な人間関係などという、そこから直ちに恩情に媒介された義理的関係を想定する向きがあるかもしれない。現に、例えば六本は、わが国の社会

には伝統的な規範観念としての義理が、一定の変化をこうむりながらも、根づよく残っていると述べている。⁽²²⁾ 古い意識の残存ということでは、現代国家における公共政策の拡大のなかで、「お上」に依存する權威主義的な受益者意識が広がりつつあることも、田中によつて指摘されている。⁽²³⁾ だが、これらに対しては、人びとが今日志向する人間関係は、垂直的な上下の權威主義的な関係でなく、水平・平等的な関係であるという見方、さらに人びとの情緒志向を産業社会の能率主義、非人間性に対する批判、抵抗として評価する見方もあることを指摘しておく。⁽²⁴⁾ 思うに、社会組織や文化の基層的な特質とされるものは、社会の急激な変化にもかかわらず、人びとの意識のなかになお持続する。このことは一般論としてだけでなく、私達一人びとりが自分の意識について実感しているところである。それぞれの人間のパーソナリティには、伝統的、近代的、現代的なものも複雑に入りまじっている。しかしそれは、伝統的意識の単純な意味での残存ではないと思われる。

人びとの意識や行動について、そこに散見されるさまざまの古い側面を指摘することは容易である。だが、今日の日本人の法意識を全体的に把握する上でそれがどの程度の重要性をもっているかは、なお吟味を要すると思われる。さらにいえば、法

意識について「あるべき範型」を指定し、それによつて高みから人びとの意識を批判したり、人びとにある行動を求めたりするようなことは慎むべきであろう。しかし、この点については、川島をあれ程強く批判する六本や田中たちが、何のちゅうちよもなく一方で次のような所論を展開しているのは理解に苦しむところである。すなわち、

田中は権利の氾濫や頻繁な訴訟提起という現象に関連して、次のように述べる。

「権利主張の法的正当性が社会的に承認され、市民的連帯によつて支えられるためには、私的な個別的利害に固執・埋没したエゴイズムの超克ないし昇華ということが決定的に重要である。⁽²⁵⁾

「市民的法文化の成熟にとつては、権利観念が、法システムや公権力機関に対する受動的な受益者の姿勢を促進するのではなく、必要とあらば法システムを自分たちのイニシアティブで利用し公権力関係のコントロールやその決定作成過程への参加をもいとわれない自律的・主体的な姿勢を強めるような効果を伴いつつ、一般の人びとの間に浸透し定着してゆくことが重要である」⁽²⁶⁾。

六本も、日本人の法観念の根本的な変容という課題に関連し

て、次のように述べる。

「人々が法規範を利用してその恩恵を享受するばかりでなく、私的な場や政治的な場で、法規範の形成に主体的に参加する経験をも通してはじめて、法に対する積極的な考え方が養われてゆく」⁽²⁷⁾。

ここで、「エゴイズムの超克」とか、「市民的連帯」とか、「主体的な参加」という問題が、人びとの法意識や権利意識に関連して、いとも簡単に持ち出されていることには、卒直にいつて疑問を感じざるをえない。これらの問題は、法意識や権利意識のレベルで、そのあり方を物差しとして論じられる性質のものではないのではないか。それらはいずれも、根本的にいつて、人びとの生活態度、人間としての「生き方」と深いかわりをもっている問題だと思われるからである。

現代日本人の意識構造に関しては、今日いわゆる日本人論、日本社会論がかまびすしいなかで、さまざまな視点からの考察や仮説が提示されている。見る角度も、またその水準も異なる、文字通り多様な議論について、個人的な感想はもちえても、私にはそれを総合的に評価する能力や資格は、もちろんない。ただ、田中や六本が強調していることに限つていえば、現在の日本人に通常の意識傾向は、いわれるようなエゴイズムの超克や

自律的、主体的な参加が容易ではないことを示していると思われ。すなわち、私生活主義⁽²⁸⁾とより広い社会との積極的関与からの離脱⁽²⁹⁾が相互連関的な傾向として、年とともに強まっているとみられるからである。少なくとも、人びとの意識や行動様式が自律化、参加、新たな連帯形成という方向に向っていないことは確かである。いわんや、そのような方向で日本の将来をイメージし、その実現の可能性を明瞭に語る展望の論は、まだどこからも提示されていないというべきではなからうか。

(17) 六本、前掲二五〇頁。

(18) 六本は、法化の状況における訴訟提起の好例として隣人訴訟事件(津地裁昭和五八年二月二五日判決)をあげ、訴訟の背景には、隣人間で子供を預け合う場合の責任や義務については、隣人間で子供を預け合う場合の責任や義務が生じたときにそれを解決するルールや周囲の人びとの関与のメカニズムが欠けているという事情などがあつたとする。しかし、この事件は、隣人を訴えた親から依頼を受けた弁護士(専門の法律家)が適切に紛争を処理できなかったとみられるケースであつて、これを目してアノミクナ社会的真空状態などというのは適當でない

思われる。

(19) 身近な例を一、二あげると、例えば、

① 車社会における自動車事故の日常化は、損害賠償請求訴訟を一時激増させたが、それは、事故の賠償責任と高額の賠償金を人びとに広く認識させ、その対応として、事故の場合に保険会社が加害者側の代理を引き受ける任意保険の普及を促すこととなった。さらに、裁判所による賠償額算定基準の公表は、保険会社の専門査定員による大量な事件の定型的処理を生み出した。その結果、今日では、自動車事故は訴訟によるまでもなく、保険会社との交渉によって大部分処理されるという意識が一般化している。

② 北海道新聞(昭和六二年一〇月一日)は、「ブームです。遺言状作り」という見出しで、「いま遺言状作りが大衆化」してきており、札幌弁護士会に遺言の作成相談、保管などに応ずる「遺言センター」が開設されるという記事と、弁護士会長の「かつては資産家に限られていた遺言も、権利意識の高まりや、口コミ、マスコミの影響などで一般に広まっており、七〇歳以上のお年寄りの半数が、遺言に何らかの関心を持つているはず」という談

話をのせている。今日の家族関係の変化に対応して、人びとが紛争予防的にも行動するようになってきている具体的な一面を示すものといえよう。

- (20) 後注(29)のNHK「日本人の意識」調査の「結社・活動性」に関する〈職場〉〈地域〉の回答が一つの例証となるであろう。NHKの調査では、「活動性」が「闘争性」をあらわす指標として扱われている。

- (21) 後注(28)のNHK調査の「生活目標」についての質問に対する③の回答結果、これとあわせて、後注(30)の調査の分析の総括を参照されたい。

- (22) 六本、前掲二二一―二二八頁。

- (23) 田中、前掲六頁。

- (24) 「現代日本人の意識構造」第二版NHK世論調査部編二
一二頁。

- (25) 田中、前掲一七頁。

- (26) 田中、同前一八頁。

- (27) 六本、前掲三三一頁。

- (28) NHK「日本人の意識」調査(一九七三年、七八年、八三年の三回にわたり、全国規模で無作為に抽出された一六歳以上の男女五、四〇〇人を対象に、正確に同じ質

問を用いて一〇年間の意識の継時的変化を調べたもので、その内容と分析は「現代日本人の意識構造」第二版NHKブックス、一九八五年にまとめられている)は、人びとの生活目標について

- ① その日その日を自由に楽しく過ごす
 - ② しっかりと計画をたてて、豊かな生活を築く
 - ③ 身近な人たちと、なごやかな毎日を送る。
 - ④ みんなと力を合わせて、世の中をよくする。
- という四つの類型を設定し、「あなたの生活目標にいちばん近いのはどれか」を質問しているが、その回答結果は次のとおりである。

〈七三年〉 〈七八年〉 〈八三年〉

- | | | | |
|---|-------|-------|-------|
| ① | 二一・〇% | 一九・九% | 二二・四% |
| ② | 三二・五% | 三〇・七% | 三一・九% |
| ③ | 三〇・五% | 三五・二% | 三五・四% |
| ④ | 一三・八% | 一二・七% | 九・一% |

①の〈快〉志向、②の〈利〉志向、③の〈愛〉志向は、「私」の領域に生活目標をおく人びと、④の〈世直し〉志向は「公」の領域にそれをおく人びととみることができ

注目されるのは③の〈愛〉志向の強まりであるが、男女別にみると、男性では二六％（七三年）→三二％（七八年）→三二％（八三年）と伸びは停滞気味なのに対し、女性では三五％→三八％→四〇％と漸増を続けており、③が一位を占める年齢層は若い女性から中年女性へと着実に広がっている。また、伸び率をみると、年齢では男性の四〇代前半、女性の二〇代から三〇代前半までに、学歴では女性の大学卒業者と男女の大学生に、一〇％以上の高い伸びがみられる。

(29) NHK「日本人の意識」調査は、「職場」、「地域」、「政治」に関する質問項目を設定し、それぞれについて、非結社性をあらわす「①静観」、強い結社性をあらわす「③活動」、これらの中間の「②依頼」を示し回答を求めている。

〈職場〉

新しくできた会社に雇われた人びとの間で、労働条件について強い不満が起きた場合、

- ① できたばかりの会社で、労働条件はしだいによくなつていくと思うから、しばらく事態を見守る（静観）

- ② 上役に頼んで、みんなの労働条件がよくなるように、取りはからってもらう（依頼）
- ③ みんなで労働組合をつくり、労働条件がよくなるように、活動する（活動）

〈地域〉

住民の生活を脅かす公害問題が発生した場合、

- ① あまり波風を立てずに解決されることが望ましいから、しばらく事態を見守る（静観）
- ② この地域の有力者、議員や役所に頼んで、解決をはかってもらう（依頼）
- ③ みんなで住民運動を起し、問題を解決するために活動する（活動）

〈政治〉

一般国民の政治活動のあり方としていちばん望ましいもの、

- ① 選挙を通じてすぐれた政治家を選び、自分達の代表として活躍してもらう（静観）
- ② 問題が起きたときは、支持する政治家に働きかけて、自分たちの意見を政治に反映させる。（依頼）
- ③ ふだんから、支持する政党や団体をもりたてて活

動を続け、自分たちの意向の実現をはかる(活動)結果は次のとおりである。

〈職場〉

〈七三年〉 〈七八年〉 〈八三年〉

- ① 三七・二% 四一・六% 四七・六%
- ② 二三・六% 二一・六% 二二・四%
- ③ 三一・五% 三〇・七% 二五・一%

〈地域〉

- ① 二三・二% 三一・一% 三二・六%
- ② 三六・三% 三七・〇% 三八・一%
- ③ 三五・八% 二八・二% 二六・四%

〈政治〉

- ① 六二・六% 六一・〇% 六〇・五%
- ② 一一・五% 一四・六% 一四・六%
- ③ 一七・〇% 一六・六% 一八・〇%

それぞれの場によって、結社・活動性はちがっている。

地域では「依頼」が、職場と政治の場では「静観」がもっとも多い。「地域」と「職場」における結社・活動性には大きな変化が認められる。「地域」についてみると、ここ一〇年の間に、それは国民全体で三六%から二六%へ著

しく減少している。調査の分析によれば、この変化は、ほぼ全地域、全学歴層若年・中年層、自営業、ブルーカラー、ホワイトカラー、学生、家庭婦人、自民・社会両党支持者、支持なし層と、きわめて広範な層で、はっきりと示されている、という。

(30) 児島和人は、NHK「日本人の意識」調査の三回の結果を総括し、その変化の方向、過程、将来を次のように論じている(前掲「現代日本人の意識構造」一八三頁―二一三頁)。

意識変化の方向としては、「身近な人間関係」への価値収斂がある。生活目標における〈愛〉志向の比率の増大、特に女性におけるそれが例証とされている。「身近な人たち」との「なごやかな」人間関係の特質としては、平等性と情緒性を求める傾向がめだっている。家庭における夫婦関係の平等性志向や「仕事の相手」として多少能力は劣っても「人柄のよい人」を「会合のすすめ方」として時間がかかっても「なごやかに話をすすめる」仕方を、それぞれ選ぶなど、能率より情緒を尊ぶ傾向がその例証とされている。

意識変化の過程と将来については、まず「身近な人間

関係」への価値収斂における女性の先導性が指摘されている。さらに、親せき、近隣、職場での人間関係のあり方として、「なにかにつけ相談したり、助け合えるような」全面的つき合いを望む人が減ってきており、したがって重視される人間関係は、これらの特定の集団への全面的依存から離脱したところに求められている。

また、「身近な人間関係」の重視は、それを超えた、より広い社会との積極的関与からの行動面・心理面での離脱を伴うという事実が指摘される。結社・活動性を示す回答の比率や、理想の仕事として社会的貢献¹¹、「世のためになる仕事」よりも私生活の安定という傾向などが例証とされる。あわせて、身近な人間関係への志向は、個人の自立、内面的充実の進行を伴っていないという事実も指摘されている。

このような分析のあとで、児島は、「身近な人間関係」を大切にしようとする価値志向は、人間関係それ自体が一つの目的として存在することを希求する、いわば自己を偽らない充足感の追求であり、そこには、日常生活をどう変えていったらよいかという、日常性の問い直しの契機が含まれているという。

しかし、人間らしいくらしの希求が、果たして自我を成熟させ、社会的視野を拡大させる可能性を展くものとなるかどうかは、まだ不透明であるというほかはない。

（私が北大教養部における「法学」の講義を最初に、しかも集中的に担当したのは、昭和三〇年代のはじめであった。その後、三〇年代の後半、そして四〇年代においても、学部講義や演習と併行して何回か兼任する機会があったが、昭和五四年からは再び専任として毎年担当するようになった。

日本人の法意識は、法学の講義で取り上げるべき重要なテーマの一つである。しかし最近の数年は、このテーマについて講義するのに難渋するようになった。毎年講義を繰り返しながらも、この部分については年々気が重くなるのを感じる。この問題を現在どのようなとらえたらよいか、私自身にもその全体像が十分にまとめ切れないからである。この小論が基だまともりのない、中途半端なものに終わっているのも、そのせいである。学恩を受けた山島教授には申し訳ないことであるが、ご海容を賜りたい。）